

令和8年度
青森市一般廃棄物処理実施計画

令和8年3月策定

青森市 環境部 廃棄物・リサイクル課

目 次

令和 8 年度 青森市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

I 基本事項	1
II ごみの処理計画量	1
III ごみの処理主体	2
IV ごみ減量化・資源化計画	3
V 適正処理推進計画	8
VI 施設整備計画	16

令和 8 年度 青森市一般廃棄物（生活排水）処理実施計画

I 基本事項	17
II し尿・浄化槽汚泥排出量	17
III し尿・浄化槽汚泥の処理主体	18
IV し尿処理施設	19
V 中間処理量及び最終処分量	19

令和 8 年度 青森市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画総括表	20
-------------------------------	----

令和8年度 青森市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

I 基本事項

1 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、ごみ減量化・資源化及び適正処理を推進するために策定するものである。

2 計画期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 計画区域

本市の行政区域全域

4 計画区域人口・世帯数推計値(令和8年10月1日)

人口 257,032人

世帯数 134,264世帯

II ごみの処理計画量（目標）

○青森市一般廃棄物処理基本計画（令和8年3月策定）における計画値（目標値）

目標指標	計画値(目標値)
1人1日当たりごみ排出量	939g/人・日
リサイクル率	15.2%

(単位：t)

区分	令和6年度実績	令和7年度実績(見込)※	令和8年度計画量(目標)
総人口	264,321	260,071	257,032
年間日数	365	365	365
年間排出量	93,172	92,375	88,047
可燃ごみ	74,370	73,023	70,280
不燃ごみ	7,666	8,285	7,244
粗大ごみ	1,452	1,734	1,372
資源ごみ	6,381	6,146	6,030
集団回収	3,164	3,042	2,990
使用済み割り箸等	139	145	131
家庭系	60,251	58,914	56,937
可燃ごみ	46,571	45,322	44,010
不燃ごみ	3,212	3,223	3,035
粗大ごみ	1,182	1,461	1,117
資源ごみ	5,983	5,721	5,654
集団回収	3,164	3,042	2,990
使用済み割り箸等	139	145	131
事業系	32,921	33,461	31,110
可燃ごみ	27,799	27,701	26,270
不燃ごみ	4,454	5,062	4,209
粗大ごみ	270	273	255
資源ごみ	398	425	376
1人1日当たりの排出量(g)	965	973	939
家庭系	624	621	607
事業系	341	352	332
リサイクル率	13.7%	14.8%	15.2%

※令和7年4月～12月までの実績及び令和8年1～3月の推計値をもって実績(見込)としている。

Ⅲ ごみの処理主体

	区分	収集・運搬	中間処理	最終処分	
家庭系	可燃ごみ	市（委託）・排出者・許可業者	市（委託）	市(指定管理者)	
	不燃ごみ				
	粗大ごみ				
	空き缶（スチール缶・アルミ缶）				
	ペットボトル				
	ガラスびん				
	その他のプラスチック				
	生きびん（ビールびん・一升びん）				
	古紙類（紙パック）				
	古紙類（段ボール）				
	古紙類（新聞紙・広告）				
	古紙類（雑誌・雑紙）				
	使用済み割り箸			市（直営）	民間業者
	使用済み小型家電				許可業者
	衣類	民間業者	民間業者		
	犬・猫等の死体	排出者・市（直営）		市(指定管理者)	
事業系	可燃ごみ	許可業者・排出者	市（委託）	市(指定管理者)	
	不燃ごみ				
	粗大ごみ				
	空き缶				
	ペットボトル				
	ガラスびん				
	その他のプラスチック				
	古紙類（OA用紙）		民間業者		
	古紙類（紙パック）				
	古紙類（段ボール）				
	古紙類（新聞紙・広告）				
	古紙類（雑誌・雑紙）				
	古紙類（機密文書）				

IV ごみ減量化・資源化計画

ごみ減量化・資源化を推進するため、次に掲げる施策に取り組む。

1) ごみの減量化・資源化・適正処理に係る取組

1 市民啓発の推進

「分ければ資源、混ぜればごみ」のスローガンの下、分かりやすい情報提供に努め、市民の理解と行動変容を促すため、各種啓発活動を推進する。

(1) 「清掃ごよみ」の作成・配布

分別ルールを入手しやすいように、二次元コードを掲載した「清掃ごよみ」を作成し、市内の各世帯に配布する。

(2) 「広報あおもり」や市ホームページ、各種パンフレットなどの活用

「広報あおもり」や市のホームページ、各種パンフレット（「ごみの出し方分別事典」、「ジュニア版ごみハンドブック」等）などを活用し、ごみ出しルールの周知を行う。

また、ごみの分別について問合せの多いものや間違いやすい分別の事例を紹介するリーフレットを活用し、正しい分別への意識啓発を行う。

(3) 出前講座の実施

町(内)会、事業者等の団体や学校を対象に、市のごみ処理の現状や分別方法のほか、小型充電式電池等の発火の原因となるごみの排出方法や生ごみの減量化、古紙類やその他のプラスチック等の分別等について分かりやすく説明する出前講座を実施する。

(4) 施設見学の受入れ（青森市清掃工場、青森市一般廃棄物最終処分場、ECO プラザ青森）

青森市清掃工場等における見学者対応の際に、施設の紹介のほか、市のごみ処理の現状や分別方法等についても合わせて説明し、ごみの減量化及び資源化についての意識啓発を行う。

(5) 環境パネル展の開催

市庁舎内におけるパネル展のほか、各種環境関連イベント等において、市民団体等によるごみの減量化・資源化に関する活動内容や小型充電式電池等の発火の原因となるごみの分別方法等を周知する。

(6) 清掃事業概要の作成・配布

清掃事業のあゆみ、清掃事業体制、事業実績など、青森市の清掃事業に関する概要を冊子として作成、配布する。

(7) 青森市環境保全シンボルキャラクター「エコル」の活用

市民一掃きデーやおもてなしクリーンキャンペーンなどの市民が集うイベントへの出演や刊行物等において、「エコル」を活用した啓発を行う。

(8) 収集場所用啓発ポスターの作成（町(内)会との連携・協力による啓発）

ごみ出しルール等の周知が必要な場合のほか、各町(内)会からの要請に応じて、ごみ収集場所に掲示するポスターを作成する。

(9) 不適正排出ごみへのステッカーの貼付け及び取り残しの実施（不適正内容の明示）

ごみ収集場所に出された、収集日が異なるごみ、市では収集しないごみなどについて、不適正排出ステッカーを貼ることにより、ごみ出しルールの啓発を図る。

また、必要に応じて、不適正排出ごみの回収・分別、不適正排出者への指導を行う。

(10) 青森市ごみ問題対策市民会議における各種事業の推進

市民一掃きデーやおもてなしクリーンキャンペーンのほか、会報「せいそう」の発行、ごみ減量化・資源化推進モデル交付金の交付、ごみ出しルール講習会の開催等、会員相互の密接な連携によるごみ問題に対する各種事業を推進する。

(11) 青森市廃棄物減量等推進審議会(住みよいクリーンな青森市を考える審議会)の開催

青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条に基づく審議会を設置し、廃棄物の減量化・資源化、適正処理及び生活環境の保持等に関する事項を審議していただく。

(12) もったいない・あおり県民運動の推進(青森県との連携による啓発)

「プラごみゼロ宣言」に基づくマイバック、マイボトルに関する啓発のほか、「あおり環境配慮行動支援パッケージ」による県民・事業者の環境配慮行動への支援策に関する情報発信を充実させる。

(13) 大学等の新入生ガイダンス等での啓発

市内大学・短期大学・専門学校の新入生ガイダンス等において、青森市内の大学生が作成した「学生向け3R啓発リーフレット」(青森県監修)等を活用した、ごみの分別及び減量化・資源化に関する講習を実施する。

(14) 市公式 SNS(ユーチューブチャンネル、LINE 公式アカウント等)の活用

市公式 SNS おいてごみの減量化・資源化に関する取組を発信するとともに、青森市 LINE 公式アカウントにおけるチャットボット(自動会話プログラム)や定期配信機能を活用し、土日や夜間のごみに関する問合せ対応など、ごみ出しルールの周知を図る。

(15) リユース運動の促進

民間事業者が提供するオンラインサービス等を含む多様な手法を活用した市民間リユース促進に関する情報を発信し、リユース運動の普及啓発を図る。

2 食品ロスの削減

食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき、「食品ロス削減月間」等の機会を捉え、市民・事業者への普及啓発を強化するとともに、生ごみの減量化や食品ロス削減に向けた取組を幅広く推進する。

(1) 電気式生ごみ処理機購入助成・貸出

電気式生ごみ処理機購入費の一部を助成することにより、家庭から出される生ごみの減量・リサイクルに取り組む市民を支援する。

また、青森市ごみ問題対策市民会議と連携し、生ごみ削減や生ごみに含まれる水分を減少させる電気式生ごみ処理機の貸出を実施する。

(2) 「3つのきる」運動の推進

市公式 SNS を活用し、食材は「使いきる」、作った料理は「食べきる」、生ごみは「水気をきる」の「3つのきる」運動の普及啓発を図る。

(3) 多量に排出する事業者に対する指導・助言

大規模小売店等の多量排出事業者からのごみ減量化計画提出時に、食品ロス削減に関する指導や助言を実施する。

(4) 食品ロスモニター等の実施

食べ残した食品及び手つかずのまま捨てた食品の種類、重さ、捨てた理由を日記形式に記録する「食品ロスダイアリー」を実施する。

(5) 食品ロス削減の啓発イベント等の実施

食品ロス削減に対する市民の理解と実践を促進するため、食材の使い切りや適切な保存方法等、家庭における食品ロス削減につながる内容をテーマとした啓発イベント等を実施する。

また、市民団体や事業者等と連携した、食品ロス削減に関する取組の紹介及び実践的な工夫の普及を図る。

(6) 冷蔵庫一掃デーの啓発

週に一度、冷蔵庫の中身をチェックしてできるだけ食べ残し・食材の使い忘れを減らす取組の普及啓発を図る。

(7) 「てまえどり」運動の推進

食べるタイミングを考えて、陳列棚の手前にある賞味期限や消費期限が近付いている商品を進んで購入し、廃棄になる商品を減らす取組の普及啓発を図る。

3 資源化等の推進

循環型社会の構築を図るため、資源ごみの分別収集を推進するとともに、関係団体等と連携しながら、資源の有効活用に向けた施策を展開します。

(1) 集団回収への支援（有価資源回収団体活動奨励事業）

集団回収を促進するため、「古紙類」「空き缶類」「生きびん類」「古布類（衣類）」の回収量に応じた奨励金（1 kg当たり 4 円）を交付するなどの支援を行う。

(2) 資源ごみの分別収集の実施（分別収集推進事業）

資源ごみを 9 種類に分別し、収集する。

①空き缶 ②ペットボトル ③ガラスびん ④紙パック ⑤段ボール ⑥新聞紙・広告
⑦雑誌・紙箱・包装紙 ⑧生きびん ⑨その他のプラスチック

(3) 使用済み割り箸リサイクル運動

各市民センター（12 か所）、市役所柳川庁舎、浪岡庁舎【合計 14 か所】に「使用済み割り箸回収ボックス」を設置し、市が回収を行う。

(4) 「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」への参加

各市民センター（12 か所）、市役所本庁舎、駅前庁舎、柳川庁舎、浪岡庁舎、各支所等【合計 23 か所】に回収箱を設置し、使用済みインクカートリッジを回収する。

(5) 古紙リサイクルセンターにおける古紙回収事業

青森市古紙リサイクル事業協同組合の協力の下、古紙リサイクルセンターとして古紙回収事業所内に回収容器を設ける等、住民等からの古紙をいつでも受け入れられる体制づくりを推進する。

(6) 使用済み小型家電リサイクル

各市民センター（11 か所）、市役所本庁舎、駅前庁舎、柳川庁舎、浪岡庁舎、浪岡中央公民館【合計 16 か所】に「使用済み小型家電回収ボックス」を設置し、リチウムイオン電池等及びリチウムイオン電池等使用製品を含む使用済み小型家電を回収する。

(7) 衣類回収

市民センター（5 か所）、市役所本庁舎、駅前庁舎、柳川庁舎、浪岡庁舎【合計 9 か所】に回収箱を設置し、不要となった衣類のリユースを促進する。

(8) 青森市資源ごみ等ステーションマップの周知

Google マイマップ機能を活用し、資源ごみ回収協力店の所在地を Google マップ上に表示させる「青森市資源ごみ等ステーションマップ」を市ホームページ等で周知する。

(9) プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の検討

プラスチック資源循環法に基づくプラスチック使用製品廃棄物の分別収集の検討を進める。

4 家庭系ごみの適正処理対策

家庭系ごみの適正処理を推進するため、事故防止の観点を踏まえた分別ルール of 周知をはじめとした、ごみの減量化・資源化に向けた働きかけを推進します。

(1) 指定ごみ袋制度

古紙及びその他のプラスチックの分別、生ごみの水きりのほか、分別方法等を紹介する市ホームページへリンクする二次元コードを記載した「指定ごみ袋」を青森・浪岡両地区において使用する。

(2) エアゾール缶（スプレー缶等）・カセットボンベの適正処理

青森市清掃工場内に設置したスプレー缶類破砕処理装置による処理を実施するとともに、エアゾール缶（スプレー缶等）・カセットボンベの捨て方等について、市公式 SNS 等で周知する。

(3) リチウムイオン電池等の適正処理

一般社団法人 JBRC の協力店、各市民センターなどの使用済小型家電リサイクル回収ボックス等での回収について周知する。

また、出前講座や各種イベント等において小型充電式電池使用製品等を展示し、目で見て手で触れて印象に残るような体験を実施する。

(4) ボタン電池の適正処理

ボタン電池回収推進センターの協力店での回収を周知するとともに、ボタン電池の捨て方等に関する動画等を市公式 SNS 等で周知する。

(5) 家庭系ごみ処理手数料の在り方の検討

指定ごみ袋制度を含めた分別・排出ルールと整合を図りながら、自己搬入時における分別指導の強化や、必要に応じた受入方法の見直し等を含め、排出量抑制及び資源化の促進に資する仕組みや運用方法の在り方に関する検討を進める。

5 事業系ごみの適正処理対策

事業系ごみの適正処理を推進するため、事業者への支援及び指導を基本とし、関係団体と連携しながら、以下に示す取組をはじめとするごみの減量化・資源化への働きかけを行う。

(1) 事業系ごみの多量排出事業者への支援

事業活動に伴い一般廃棄物を多量に排出する事業者に対し、ごみの減量化・資源化に関する計画書の提出を求め、作成に係る指導・助言等により、自主的な取組を促進する。

(2) 青森市清掃工場におけるリサイクル可能な古紙類の搬入制限

事業者が排出する機密文書やシュレッダー紙等の清掃工場への搬入を制限し、古紙

回収事業者等へ搬入させることにより、リサイクルの推進を図る。

(3) 事業系一般廃棄物の分別指導の実施

青森市清掃工場における拡散検査の実施及び不適正排出事業者への訪問による分別指導を実施する。

(4) 事業所に対するごみの適正処理の要請

不適正排出事業者への訪問指導や多量排出事業者への支援を通じた適正処理の要請を実施する。

(5) 青森オフィス町内会との連携・協力

「青森オフィス町内会」と連携・協力しながら、事業者への参加を呼びかけるなどにより、事業系古紙のリサイクルを推進する。

(6) 「青森市事業系ごみ適正処理等ガイドブック」等の活用

「青森市事業系ごみ適正処理等ガイドブック」や「あおもり環境配慮行動支援パッケージ」などを活用した事業者への適正なごみ処理方法、事業系ごみの減量化・資源化の意識啓発を図る。

(7) 事業系ごみ処理手数料の在り方の検討

事業系ごみの分別・排出ルールと整合を図りながら、自己搬入時における分別指導の強化や、必要に応じた受入方法の見直し等を含め、排出量抑制及び資源化の促進に資する仕組みや運用方法の在り方に関する検討を進める。

II) その他の取組

(1) 災害廃棄物の処理

災害発生時に迅速に対応できるよう、平常時から、研修及び他都市の取組の研究等を通じた職員の適応能力の向上に努める。

また、災害発生時は、「青森市災害廃棄物処理計画（H31.4月策定）」に基づき、迅速かつ適切に災害廃棄物を処理する。

(2) 一般廃棄物の広域処理

一般廃棄物の市内搬入・市外搬出については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第3項に基づき、関係を有する自治体等との調和を図りながら、適切に処理を行う。

(3) ボランティア清掃の推進

ボランティア清掃の促進を図るため、ボランティア清掃を行う町会等に対して清掃用具（ダレキ・たすき等）の貸出しを行う。また、ボランティア清掃で回収されたごみの処理・処分手数料を減免し、依頼があった場合は、市で回収・青森市清掃工場へ運搬を行う。

V 適正処理推進計画

1 収集運搬計画

(1) 基本事項

- ① 市が収集するごみは、家庭系ごみ及び使用済み割り箸等（後述「(4) その他の分別区分等（拠点回収）」のとおり）とする。
- ② 家庭からごみを出すときは、分別区分に従い適正に分別し、分別区分ごとの排出方法（詳細は「清掃ごよみ」「家庭ごみの正しい出し方」参照）により、決められた収集日の決められた時間までに、町（内）会等で指定した場所や拠点回収場所へ出す。
- ③ 町（内）会等で指定する場所（家庭ごみ収集場所）は、利用者相互の協力により、利用する住民組織及び住民が自らの責任のもとで設置並びに維持管理する。
- ④ 引越しなどにより一時的に大量のごみを排出する場合は、適正に分別し、市の施設に自ら搬入するか、収集運搬許可業者に収集運搬を依頼する。
- ⑤ 事業系ごみは、事業者が分別区分に従い適正に分別し、自らの責任において処理する。
- ⑥ 家庭系ごみの収集運搬に当たっては、ごみ収集車の火災事故の防止に努める。

(2) 分別区分等（家庭系ごみ）

分別区分		収集回数	排出方法	収集方法	処理方法	
家庭系 (12分別)	1 可燃ごみ	週2回	・指定袋に入れて出す。 ・最大辺が40cm以上 60cm未満の物は袋に入れずに出す。 (週後半の収集日)	ステーション方式	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却処理 ・焼却処理後、鉄、アルミ、スラグを資源回収 ・飛灰等の残渣は埋立処分 ・埋立処分 ※1 	
	2 不燃ごみ	月2回	透明の袋に入れて出す。		<ul style="list-style-type: none"> ・破碎処理後、鉄、アルミを資源回収 ・破碎処理後、可燃性残渣は焼却処理 ・不燃性残渣は埋立処分 ・埋立処分 ※2 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・乾電池 ・水銀式体温計、温度計、血圧計 ・蛍光管 		オレンジ色等の回収容器へ入れる。	<ul style="list-style-type: none"> ・スプレー缶類破碎処理装置で処理し、破碎処理後、鉄、アルミを資源回収 ・埋立処分 ※2
			<ul style="list-style-type: none"> ・エアゾール缶(カセットボンベ) ・ライター 		中身を使い切り、穴を開けないでオレンジ色等の回収容器へ入れる。	
	3 空き缶(スチール缶・アルミ缶)	月2回	空き缶回収容器へ入れる。		<ul style="list-style-type: none"> ・資源化処理 ・可燃性残渣は焼却処理 ・不燃性残渣は埋立処分 	
	4 ペットボトル		ペットボトル回収容器等へ入れる。			
	5 ガラスびん		びん回収容器へ入れる。			
	6 その他のプラスチック	週1回	その他のプラスチック回収ネットへ入れる。			
	7 生きびん(ビールびん・一升びん)	月2回	びん回収容器へ入れる。			資源化処理
	8 紙パック		種類ごとに紙ひもでしばる。			
	9 段ボール					
	10 新聞紙・広告					
11 雑誌・雑がみ						
12 粗大ごみ	月2回	電話申込制 (本表外の②・③を参照)	戸別収集方式	<ul style="list-style-type: none"> ・破碎処理後、鉄、アルミを資源回収 ・破碎処理後、可燃性残渣は焼却処理 ・不燃性残渣は埋立処分 ・埋立処分 ※2 		
犬・猫等の死体		道路上の犬・猫等の死体は、市が回収を行う。ただし、一部国道等については、その道路管理者が回収する。		埋立処分		

※1 施設点検時及び非常時

※2 破碎処理ができない場合や施設点検時及び非常時

- ① 一部地域では、収集回数が異なる。
- ② 家庭系の「粗大ごみ」の排出方法は、収集日当日の朝 8 時 30 分までに、自宅前の道路から見える場所に「粗大ごみ収集手数料納付券」を貼って出す。
- ③ 戸別収集による粗大ごみの排出基準等
 - I 排出基準
 - ア 概ね 60cm 以上 4m 未満の大きさのもの
 - イ 大人 2 人で持てるもの
 - II 特例品目
 - ア スキー板（束ねた場合は、5 組まで 1 個とする）
 - イ 物干しセット（「物干し台 2 個、支柱 2 本、竿 4 本まで」で 1 個とする）
 - III 粗大ごみ収集手数料納付券販売場所
 - ア 市内コンビニエンスストア（ローソン、ヤマザキデイリーストア、ミニストップ、ファミリーマート、セブン-イレブン）
 - イ 奥内支所、野内支所
 - ウ 後潟漁業協同組合

(3) 分別区分等（事業系ごみ）

		分別区分	排出方法	処理方法
事業系 (13 分別)	1	可燃ごみ	各事業者が、処理施設・処分場に自己搬入するか、許可業者へ収集運搬を依頼する。 ※可燃ごみ及び不燃ごみは、市販ごみ袋（半透明又は透明）に入れて排出する。	(2)の1、2、12と同じ
	2	不燃ごみ		
	3	粗大ごみ		
	4	空き缶	各事業者が、資源ごみリサイクル施設に自己搬入するか、許可業者へ収集運搬を依頼する。 ※従業員等の飲食用に限る。	資源化処理
	5	ペットボトル		
	6	ガラスびん		
	7	その他のプラスチック		
	8	OA用紙	各事業者が、古紙回収業者に自己搬入するか、許可業者又は古紙回収業者へ収集運搬を依頼する。	
	9	紙パック		
	10	段ボール		
	11	新聞紙・広告		
	12	雑誌・雑がみ		
	13	機密文書		

(4) その他の分別区分等（拠点回収）

分別区分	収集回数	排出方法	収集方法	処理方法
使用済み割り箸	随時	回収ボックスへ入れる。	拠点回収 (市民センター等)	資源化处理
ペットボトルキャップ				
使用済み小型家電（小型充電式電池〔リチウムイオン電池等〕を含む）				
インクカートリッジ				
衣類		回収ボックスへ入れる。		再使用

(5) 市民・事業者が主体となった資源ごみの回収

区分	種別	回収品目	主体
集団回収	家庭系	古紙類（新聞・雑誌・段ボール等）、空き缶、空きびん等	市民団体（町(内)会、子ども会、PTA等）
古紙リサイクルエコステーション	家庭系	古紙類(新聞・雑誌・段ボール等)	事業者等（スーパー等）
店頭回収	家庭系	空き缶、ガラスびん、ペットボトル、食品トレイ、紙パック等	販売事業者
古紙リサイクルセンター	家庭系 事業系	古紙類（新聞・雑誌・段ボール等）、衣類（家庭系のみ）	回収事業者（青森市古紙リサイクル事業協同組合）
青森オフィス町内会	事業系	一般古紙（段ボール、新聞、ミックス系）、機密文書	排出事業者・回収事業者（青森市古紙リサイクル事業協同組合）
青森リサイクル環境協議会	事業系	一般古紙（段ボール、新聞、ミックス系）、機密文書	排出事業者（自動車販売会社等）・回収事業者
小型充電式電池（リチウムイオン電池等）回収協力店	家庭系 事業系	リサイクルマークのある小型充電式電池	J B R C 協力店・協力事業者等

(6) 市で収集・処理できないごみ

	区分	品目例	処理方法
1	有害性物質を含むもの	薬品、バッテリー、農薬、在宅医療廃棄物（注射針など鋭利なもの、感染性のあるもの）	販売店や取扱店に処理を依頼する。
2	危険性のあるもの	ガスボンベ、殺虫剤、ペンキ、シンナー、廃油（灯油・ガソリンなど）、家庭用ボイラー、塗料	
3	処理に支障を及ぼすおそれがあるもの	ホームタンク、ドラム缶、ホイール、ピアノ、農機具、除雪機、芝刈り機（エンジン付き）	
4	特定家電製品	(1)テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ、有機EL） (2)洗濯機・衣類乾燥機 (3)冷蔵庫・冷凍庫 (4)エアコン	①家電販売店に依頼する。 ②収集運搬許可業者に依頼する。 ③指定引取場所に持ち込む。 ④家電中間処理施設に持ち込む。（テレビは不可。）
5	パソコン	デスクトップパソコン本体 ノートパソコン、ディスプレイ	パソコンメーカーに回収の申込みをする。
6	リサイクルルートが確立されているもの	消火器、車、二輪車、タイヤ	取扱店に引取りを依頼する。

(7) 一般廃棄物収集運搬業の許可

令和 8 年度のごみの計画量から積算した、1 日当たりのごみ収集車の最大必要台数は 199 台と見込まれることから、令和 8 年度の一般廃棄物収集運搬業の許可については、ごみ収集車 199 台を目安に新規許可及び車両の増車を認める。

2 中間処理計画

(1) 施設の概要

① 青森市清掃工場（事業主体：青森市）

【可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・下水汚泥・し尿汚泥等】

所在地	青森市大字鶴ヶ坂字早稲田 241 番地 1	
敷地面積	51,000 m ²	
建築面積	8,008.38 m ² 【延べ床面積・16,972.64 m ² 】	
処理方式	【可燃ごみ処理施設】 流動床式ガス化溶融炉方式	【破碎選別処理施設】 ・一次破碎機 （二軸低速回転引き裂き式） ・二次破碎機 （縦型高速回転式） ・前処理 スプレー缶類破碎処理装置
処理能力	300 t/日 (150t/日×2 基)	39.8t/日 (5h)
竣工年月	平成 27 年 3 月	平成 27 年 3 月

② E C O プラザ青森（事業主体：株青南 R E R）

【空き缶・ペットボトル・ガラスびん・その他のプラスチック】

所在地	青森市大字戸門字山部 50 番地
開設年月	平成 14 年 4 月
建物面積	約 3,487 m ² (延べ床面積) 構造：鉄筋 3 階建て
処理方式	缶類：磁選機及びアルミセパレーター ペットボトル・その他のプラスチック：手選別 びん類：AI 選別及び手選別

③ その他（事業主体：一般廃棄物処分業許可業者）

許可業者名	処分の種類	取扱一般廃棄物の種類	施設設置場所	処理能力
株式会社青南商事	中間処理 (破碎)	青森市で処理していないごみ(農業用ビニール(家庭から排出されたものに限る。)、タイヤ、ホームタンク、ドラム缶、家庭用ボイラ、「特定家庭用機器再商品化法」で定める対象機器)	青森市大字戸門字山部 50 番地	960t/日 (24 時間稼働)
株式会社青南 R E R	中間処理 (焼却)	青森市で処理していないごみで一般廃棄物処理施設で破碎、選別した後の残さ、し尿汚泥(し渣含む)、燃え殻、ばいじん	青森市大字戸門字山部 2 8 番地 8、3 1 番地 5	450t/24h (225t/24h ×2 炉) (24 時間稼働)
株式会社青森廃棄物処理センター	中間処理 (堆肥化)	厨芥類(食品循環資源の再利用等の促進に関する法律第 2 条第 2 項各号に規定する食品廃棄物等のうち一般廃棄物に該当するものに限る。)	青森市大字駒込字桐ノ沢 1 7 0 番 4	4t/日
有限会社アールエス	中間処理 (破碎)	不燃ごみ(このうち、廃棄物処理法施行令第 2 条第 9 号に掲げるコンクリートの破片その他これに類する不要物と同様の性状を有する一般廃棄物)	青森県青森市大字岩渡字熊沢 250 番 609	376 t/日 (8 時間稼働)

(2) 中間処理量

① 可燃ごみの焼却処理量、残渣量及び資源化量（青森市清掃工場）（単位：t）

区 分	搬入量 ①	水分等 減量②	不燃・粗大ごみ 破碎処理残渣量 (可燃ごみ)③	焼却 処理量 ①－②＋③	資源化量			残渣量
					鉄	アルミ	スラグ	
青森市分	70,211	2,808	1,760	69,193	215	28	3,369	2,400
東青町村分	3,241	130	128	3,239	10	1	156	112
計	73,452	2,938	1,888	72,401	225	29	3,525	2,512
最終処分場への搬入量（青森市分 2,400 t + 平内町分 71t）								2,471

※本市は、平内町、今別町、蓬田村から委託を受けて、可燃ごみの焼却処理を行う。

② 不燃ごみ及び粗大ごみ等の破碎処理量、残渣量及び資源化量（青森市清掃工場）

（単位：t）

区 分	破碎処理量 ①	残渣量 (不燃ごみ) ②	資源化量		残渣量 (可燃ごみ) ①－(②＋③＋④)
			(鉄) ③	(アルミ) ④	
青森市分	3,262	774	645	83	1,760
東青町村分	237	56	47	6	128
計	3,499	830	692	89	1,888

※本市は、平内町、今別町、蓬田村から委託を受けて、不燃ごみの破碎処理及び平内町の粗大ごみの破碎処理を行う。

③ 下水・し尿汚泥等の焼却処理量及び残渣量（青森市清掃工場）

（単位：t）

区 分	搬入量 ①	水分等減量（乾燥） ②	焼却処理量 ①－②	残渣量
下水汚泥等	8,007	5,573	2,434	84
し尿汚泥等	2,040	1,412	628	22
計	10,047	6,985	3,062	106

※し渣・沈砂を含む

④ 資源ごみ（空き缶・ペットボトル・ガラスびん・その他のプラ）の中間処理量、残渣量及び資源化量（ECOプラザ青森）（単位：t）

中間処理量 (搬入量) ①	残渣量		資源化量 ①－(②＋③)
	(可燃ごみ) ②	(不燃ごみ) ③	
4,205	115	27	4,063

(3) 一般廃棄物処分業の許可

一般廃棄物処分業の許可については、ごみの適正処理及び減量化・資源化の推進を図る観点から、次に掲げる一般廃棄物の中間処理について、新規許可の対象とする。

- ① 青森市一般廃棄物最終処分場に埋立処分されている一般廃棄物
- ② 市が資源化に係る中間処理を実施していない一般廃棄物
- ③ リサイクルルートが確立されていない一般廃棄物

3 最終処分計画

(1) 最終処分施設の概要

○ 青森市一般廃棄物最終処分場（事業主体：青森市）【不燃ごみ・粗大ごみ・飛灰等】

所在地	青森市大字岩渡字熊沢 250 番地
総面積	545,743 m ²
埋立面積	237,000 m ²
埋立容量	3,926,600 m ³
埋立工法	サンドイッチ・セル工法
竣工年月	昭和 57 年 10 月

(2) 最終処分量

○ 青森市一般廃棄物最終処分場

(単位：t)

区 分	可燃ごみ	不燃・粗大 ごみ	処理残渣 (飛灰・ 不燃残渣)	特殊ごみ (不法投棄、 側溝汚土等)	合 計
青森市分	69	5,196	3,254	1,097	9,616
東青地区分	0	0	126	0	126
計	69	5,196	3,380	1,097	9,742

※本市は、平内町、今別町及び蓬田村から委託を受けて、不燃残渣及び平内町の飛灰の処分を行う。

VI 施設整備計画

1 中間処理施設

(1) 可燃ごみ処理施設（青森市清掃工場）

安定した焼却運転を実施するとともに、受入供給設備・燃焼溶融設備・燃焼ガス冷却設備等の機能維持に努める。

(2) 破碎選別処理施設（青森市清掃工場）

火災事故の再発防止に努めるとともに、破碎機（一次・二次）や選別機（鉄・アルミ等）などの各設備の機能維持を図るほか、スプレー缶類破碎処理装置の安定的な運営に努める。

2 最終処分（埋立処分）施設（青森市一般廃棄物最終処分場）

サンドイッチ・セル工法による埋立処分により悪臭等の環境影響防止に努めるとともに、埋立地の滞水及び保有水を早期に解消し、今後もできるだけ長期供用に努める。

浸出水処理施設については、設備の点検・修繕を行い、機能維持に努める。

また、埋立可能な残容量の減少や施設の老朽化、多発する自然災害を踏まえた安定したごみ処理体制の構築に向け、最終処分場の長期的な管理運営について調査・検討する。

令和8年度 青森市一般廃棄物（生活排水）処理実施計画

I 基本事項

1 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の適正処理を推進するために策定するものである。

2 計画期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 計画区域

本市の行政区域全域

4 計画区域人口・世帯数推計値(令和8年10月1日)

人口 257,032人

世帯数 134,264世帯

II し尿・浄化槽汚泥排出量

単位：kl

区分	令和6年度 実績	令和7年度 実績（見込）	令和8年度 計画量（見込）
合計	56,686	54,358	52,755
し尿	10,314	9,966	9,631
浄化槽汚泥	44,352	43,029	41,747
農業集落排水汚泥	2,020	1,363	1,377
青森地区	51,911	50,285	48,722
し尿	9,331	9,025	8,730
浄化槽汚泥	41,139	39,973	38,842
農業集落排水汚泥	1,441	1,287	1,150
浪岡地区	4,775	4,073	4,033
し尿	983	941	901
浄化槽汚泥	3,214	3,056	2,905
農業集落排水汚泥	578	76	227

※令和7年4月から同年12月までの実績値及び令和8年1～3月の推計値をもって実績（見込）としている。

Ⅲ し尿・浄化槽汚泥の処理主体

1 し尿・浄化槽汚泥の処理主体

	区分	収集・運搬	中間処理	最終処分
青森地区	し尿	許可業者（3社）	青森地域 広域事務 組合	焼却（委託） 埋立（指定管理）
	浄化槽汚泥	許可業者（9社）		
	農業集落排水汚泥	許可業者（9社）		
浪岡地区	し尿	許可業者（2社）		
	浄化槽汚泥	許可業者（10社）		
	農業集落排水汚泥	許可業者（1社）		

2 一般廃棄物収集運搬業の許可

（1）一般廃棄物（し尿）収集運搬業

令和8年度のし尿の計画量から積算した1日当たりの収集車の最大必要台数は、青森地区は4台、浪岡地区は1台となっていることから、新規許可及び車両の増車は認めない。

（2）一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業

令和8年度の浄化槽汚泥の計画量から積算した1日当たりの収集車の最大必要台数は、青森地区は25台、浪岡地区は3台となっていることから、新規許可は認めない。

なお、車両台数については、以下の理由から増車を認める。

- ① 平成28年度から、許可業者のし尿処理施設への搬入割当てを浄化槽清掃に係る契約件数に応じた割当てに再度、見直したことに伴い、許可業者の車両台数についても、契約件数に応じた任意の増減調整が発生することが見込まれるため。（し尿処理施設への1日当たりの搬入割当台数管理から年間搬入総量管理とした。）
- ② 浄化槽法で定められる年1回の清掃に遅滞なく円滑に対応するためには、各社が必要に応じて予備車両を保有する体制を許容する必要があるため。

IV し尿処理施設

1 あおひらクリーンセンター（事業主体：青森地域広域事務組合）

所在地	青森市大字鶴ヶ坂字田川 61 番地
敷地面積	約 41,000 m ²
延床面積	8,462 m ²
処理方式	標準脱窒素処理方式＋高度処理
処理能力	202 kl／日
竣工年月日	平成 12 年 3 月

V 中間処理量及び最終処分量

(単位：t)

区分	搬入量	汚泥等の焼却処理量	最終処分量
青森市	52,755	青森市清掃工場で焼却処理	青森市一般廃棄物最終処分場で埋立処分
		2,040	21

令和8年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画総括表

（計画の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日）

（単位：t）

一般廃棄物（ごみ）の種類	収集運搬主体	収集区域	収集回数	収集方法	搬入先別数量					計	備考	
					焼却処理施設	破碎処理施設	最終処理（埋立処分）施設	中間処理施設	再生資源化業者			
					青森市清掃工場	青森市清掃工場	一般廃棄物最終処分場	ECOプラザ青森				
家庭系ごみ	委託業者/許可業者/排出者	青森市全域	週2回	ステーション方式/個別収集/自己搬入	44,010					44,010	家庭系計	56,937
			月2回			1,149	1,886			3,035	可燃ごみ	44,010
			月2回/週1回					3,829	1,825	5,654	不燃ごみ	3,035
			月2回			423	694			1,117	資源ごみ	5,654
	集団回収		市民団体等 直営/事業者	随時	－				2,990	2,990	粗大ごみ	1,117
	使用済み割り箸等			随時	拠点回収				131	131	集団回収	2,990
												使用済み割り箸等
事業系ごみ	許可業者/排出事業者	青森市全域	随時	個別収集/自己搬入	26,201		69			26,270	事業系計	31,110
						1,593	2,616			4,209	可燃ごみ	26,270
								376		376	不燃ごみ	4,209
						255				255	資源ごみ	376
小計	可燃ごみ				70,211		69			88,047	合計	88,047
	不燃ごみ					2,742	4,502			70,280	可燃ごみ	70,280
	資源ごみ							4,205	1,825	7,244	不燃ごみ	7,244
	粗大ごみ					678	694			6,030	資源ごみ	6,030
	集団回収								2,990	1,372	粗大ごみ	1,372
	使用済み割り箸等								131	2,990	集団回収	2,990
計					70,211	3,420	5,265	4,205	4,946		使用済み割り箸等	131
特殊ごみ	処理残渣	市内の施設	随時				3,307			3,307	(処理残渣内訳)	
	不法投棄ごみ	青森市全域	随時				15			15	焼却処理残渣	2,506
	側溝汚土	青森市全域	随時				693			693	破碎処理残渣	774
	災害ごみ	青森市全域	随時				389			389	中間処理残渣	27
	し尿・浄化槽汚泥等	青森市全域	随時		2,040					2,040	計	3,307
	その他	青森市全域	随時									
計					2,040	0	4,404			6,444	最終処分量	9,669
合計					72,251	3,420	9,669	4,205	4,946	94,491		